



インドネシア共和国

エネルギー・鉱業資源大臣

太陽光発電からの国有電力会社による電力供給

に関する

インドネシア共和国エネルギー・鉱業資源大臣規則

2013年第17号

唯一至高なる神の恩恵を受けて、
インドネシア共和国エネルギー・鉱業資源大臣は、

以下の事項を考慮し、：

- a. 国内エネルギーの融合において新しいエネルギー及び再生エネルギーの利用レベルの加速に関し、電力発電に向け太陽光エネルギーの利用を後押しする必要があること；

- b. a項の内容に関する考察に基づき、太陽光発電からの国有電力会社による電力供給を制定する必要があること；

以下の法規を鑑み、：

1. 国有企業に関する法律2003年第19号（インドネシア共和国官報2003年70号、インドネシア共和国官報追記4297号）；

2. エネルギーに関する法律2007年第30号（インドネシア共和国官報2007年96号、インドネシ

- ア共和国官報追記4746号)；
3. 電力に関する法律2009年第30号（インドネシア共和国官報2009年133号、インドネシア共和国官報追記5052号）；
 4. 電力供給事業内容に関する政府規則2012年第14号（インドネシア共和国官報2012年28号、インドネシア共和国官報追記5281号）；
 5. 2006年1月25日付国家エネルギー政策に関する大統領規則2006年第5号；
 6. 2011年10月18日付大統領決定書2011年第59/P号
 7. インドネシア共和国エネルギー・鉱業資源省の組織と業務体制に関するインドネシア共和国エネルギー・鉱業資源大臣規則2010年第18号（インドネシア共和国官報2010年552号）；

以下を決定する

制定 : 太陽光発電からの国有電力会社による電力供給に関するインドネシア共和国エネルギー・鉱業資源大臣規則

第I章

一般規則

第1条

本規則内における語彙は下記の通り意味する：

1. 太陽光発電所とは、光電池モジュールを使用して太陽エネルギーを電気に変換する発電所を言う。
2. 太陽光発電所の能力の割り当てとは、国有電力会社所有の電力網の特定のシステム/サブシステムに相互接続可能な太陽光発電所能力の最大値

- を言う。
3. 能力の割り当ての競売委員会とは、太陽光発電所の能力の割り当ての競売を実施する目的で設立された委員会を言う。
 4. 競売書類とは、競売委員会によって作成された太陽光発電所の能力の割り当ての競売に関する情報や方法が記載された書類を言う。
 5. 申込書類とは、競売書類において規定された、太陽光発電所の能力の割り当ての競売に参加する目的で提出される書類を言う。
 6. 大臣とは、新規電力および再生エネルギー及びエネルギー保全部門の公的事業を実施する大臣を言う。
 7. 新再生エネルギー総局局長とは、新規、再生エネルギー及びエネルギー保全部門の技術的政策及び基準の定着化及び実施に関する業務を実施及び責任を有する局長を言う。
 8. 電力局局長とは、電力部門の技術的政策及び基準の定着化及び実施に関する業務を実施及び責任を有する局長を言う。

第2条

- (1) 環境に優しい太陽光エネルギーの利用を通じて国内電力需要を満たす目的で、政府は国有電力会社に太陽光発電所からの電力の購入任務を与える。
- (2) 第(1)項に記載された太陽光発電所からの電力の購入は、能力の割り当て申請に基づく。
- (3) 国有電力会社は、能力の割り当ての競売の落札者として決定された企業の太陽光発電所で産出されたすべての電力を購入する義務がある。
- (4) 第(3)項で記載された企業は、インドネシアの法人である国有企業、地方政府系企業、一般企業及び電力供給分野において事業を行う協同組合を意味する。

第 I I 章

太陽光発電所からの 電力購入価格

第3条

- (1) 第2条に記載された太陽光発電所からの電力の購入は、すべての設置能力に対し最高参考価格の USD 25 セント/kwh で規定される。
- (2) 太陽光発電所が国内のコンポーネントのレベルが最低でも 40% の太陽光モジュールを使用している場合、第(1)項に記載された電力の購入には、補助金の交付及び最高参考価格の USD 30 セント/kwh が適用される。
- (3) 国内のコンポーネントのレベルに関する規定は、法規則に基づき適用される。
- (4) 新再生エネルギー総局局長は、第(2)項に記載された国内のコンポーネントのレベルが最低でも 40% の太陽光モジュールの使用に対する確認を実施する。
- (5) 確認の結果、国内のコンポーネントのレベルが 40% に満たなかった場合、能力の割り当ての決定は取り消しとなる。

第4条

第3条に記載された最高参考価格は、太陽光発電所から国有電力会社の電力網の相互接続地点への相互接続すべての費用が含まれている。

第 I I I 章

太陽光発電所の

能力の割り当ての申し込み

第1部

能力の割り当て

第5条

- (1) 新再生エネルギー総局局長は、国有電力会社代表取締役は能力の割り当て大きさの計画を通知する。
- (2) 国有電力会社の代表取締役は、能力の割り当ての大きさの通知があった後60日以内に、新再生エネルギー総局局長に対して、第(1)項に記載された割り当ての大きさを考慮したうえで、当該地の電力システムの需要に基づき、能力の割り当ての詳細を提案する。
- (3) 新再生エネルギー総局局長は年の初めに第(2)項に記載された能力の割り当ての詳細を考慮したうえで、能力の割り当てを決定する。

第2部

能力の割り当ての申し込みの方式

第6条

- (1) 新再生エネルギー総局局長は、第3条に記載された最高参考価格で、第5条第(3)項に記載された能力の割り当てを決定することで、企業に対し能力の割り当ての申し込みを行う。
- (2) 第(1)項に記載された参考価格での能力の割り当ての申し込みは、一般競売の方式において実施される。
- (3) 第(2)項に記載された一般競売が1企業体のみの参加だった場合、競売の期間は7業務日延長される。
- (4) 第(3)項に記載された競売期間の延長が締め切りを迎え、いまだ1企業体のみの参加である場合、競売手続きは実施される。

第7条

- (1) 第6条第(2)項に記載された一般競売の実施において、新再生エネルギー総局局長は下記の業務を行う：
 - a. 奇数で、電力局及び新再生エネルギー総局及び国有電力会社の代表者からなる少なくとも5名の委員による競売委員会を設立する；
 - b. 競売委員会によって作成された競売資料に対し承認をする；及び

- c. 競売の落札企業を決定する。
- (2) 第(1)項aに記載された競売委員会の業務は下記を含む：
- a. 競売書類を作成する；
 - b. 競売の実施の計画を立て、公示する；
 - c. 入札された申し込みに対し評価を行う；
 - d. 競売の落札者候補を提案する；及び
 - e. 競売の実施結果の議事録を作成する。

第3部

能力の割り当ての一般競売の条件

第8条

- (1) 能力の割り当ての競売の参加者は企業である。
- (2) 1回の競売において、1企業体は一件の入札を行うことが可能である。

第9条

- (1) 能力の割り当ての競売手続きに参加可能な企業は、事務的、業務的および財務的条件を満たしていなくてはならない。
- (2) 第(1)項に記載された事務的条件は下記の条件のうち一つを満たしていなくてはならない：
 - a. 基準協定；
 - b. 申請者の証明書／企業設立証書；
 - c. 企業のプロフィール；
 - d. 企業の納税義務基本番号；及び
 - e. 借款供与団を形成している場合、業務協力契約書。
- (3) 第(1)項に記載された技術的条件は下記の条件のうち一つを満たしていなくてはならない：
 - a. 地図及び予定地の座標を含む接続の技術的条件を考慮した建設予定地の計画；

- b. 太陽光発電所建設実施計画及び営業運転開始日計画；
- c. 20年間の電力産出及び売上計画；
- d. 業務計画及び予算；
- e. 太陽光発電所のエンジニアリング設計詳細；
- f. 太陽光発電所建設部門における経験等、太陽光発電所の稼働技術の能力のあることを主とする、太陽光発電所部門の専門家リスト；
- g. 建設実施組織図；
- h. 太陽光モジュール及びインバーターの能力及び種類を含む太陽光発電所の技術的仕様；
- i. 太陽光モジュールの製造業者の保証書；
- j. 輸入製品を使用している場合、使用されている輸入太陽光モジュール及びインバーターが独立した証明機関による製品証明によって国際基準を満たしている旨の証明書を添付しなくてはならない；
- k. 国産の製品を使用している場合下記の添付を義務付けられる：
 - 1. 太陽光発電所全体に対する国内のコンポーネントレベルの算出概要用紙；
 - 2. 使用されている国産品の太陽光モジュール及びインバーターが検査機関による製品試験結果証明書によって証明されたインドネシア国内で有効な技術的基準を満たしている旨の証明書；及び
 - 3. 国内基準を満たした主要コンポーネント以外のコンポーネントに対する国産品使用証明書。

(4) 第(1)項に記載された財務的条件は下記の条件のうち一つを満たしていなくてはならない：

- a. 財務報告書を添付したうえで新設企業を除く生産者の会計士によって監査を受けた財務報告書；
- b. ジャカルタに籍を置く国有企業体もしくは主要な銀行の投資額合計の2%に対する銀行の保証書を成す入札保証書；
- c. 新再生エネルギー総局局長によって競売落札者として指名されてから遅くとも15日以内に新再生エネルギー総局局長名義及び太陽光発電所建設投資額の20%の企業での別段預金を開設する能力証明

書。

第4部 一般競売手順

第1段 概要

第10条

申込書類は、電子形式の能力割り当ての競売申し込みのウェブサイトを通じてアップロードしなくてはならない。

第11条

- (1) 第10条に記載された申込書類は2つのサンプルからなる1つの手順においてアップロードを行う：
 - a. サンプルIは、事務的、技術的、財務的条件を掲載している；及び
 - b. サンプルIIは、価格の申込書を掲載している。
- (2) 能力の割り当て申し込みの評価は限度額及び最低価格の評価システムを使用する。
- (3) 第(2)項に記載された最低価格は、USDセント/kWh単位で競売参加者によって提示された最低電力売却価格を意味する。

第2段 一般競売の段階

第12条

一般競売の段階は下記を含む：

- a. 競売の公示；

- b. 競売書類の登録及びダウンロード；
- c. 説明；
- d. 申込書のアップロード；
- e. 申込書類サンプル I とサンプル I I の確認と評価；
- f. 認証；
- g. 競売落札者の決定と公表；及び
- h. **Masa sanggah (反論期間)**

第 1 3 条

- (1) 太陽光発電所の能力の割り当ての競売において、新再生エネルギー総局局長は、印字メディアもしくは電子メディアを介して太陽光発電所建設計画について事前に公表する。
- (2) 競売委員会は第（1）項に記載された太陽光発電所の能力の割り当ての競売を少なくとも新再生エネルギー総局のウェブサイトおよび新再生エネルギー総局の掲示板に公表する。
- (3) 第（2）項に記載された能力の割り当ての競売の公示では少なくとも下記の事が記載される：
 - a. 競売対象の太陽光発電所の割り当ての所在地及び能力；
 - b. 参加者の条件；
 - c. 申し込み先の住所／ウェブサイトおよび競売書類のダウンロード及び申込書類のダウンロード；及び
 - d. 競売の実施予定。
- (4) 競売の情報は暦上少なくとも 1 4 日間公表される。

第 1 4 条

- (1) 競売の参加者は第 1 3 条第（2）項に記載された公示日から申込書のダウンロード期限日 1 日前までの間に申し込み手続きを実施する。
- (2) 申し込みを行った競売の参加者は、申込日から申込書のダウンロード期限日 1 日前までの間に申込書のダウンロードを行うことが可能となる。

第15条

- (1) 競売委員会は、オンラインで競売書類に関する説明を行う。
- (2) 競売書類に関する説明は、太陽光発電所の能力の割り当ての競売の公示開始日から5業務日間実施される。
- (3) 競売委員会は競売書類の内容に関する問い合わせに対し回答を行う義務がある。
- (4) 競売委員会は行った回答の記録を作成する。

第16条

- (1) 申込書のダウンロードは下記の内容を含む：
 - a. サンプルIは、第9条に記載された事務的書類、技術的書類及び財務的書類を掲載；及び
 - b. サンプルIIは、価格申込書を掲載。
- (2) 参加者は早くとも説明の提示の次の日から申込書のダウンロードの期限までの間に申込書をダウンロードする。

第17条

- (1) 競売委員会は、申込書類のダウンロード期限の同日直ちにサンプルIの申込書類の確認を実施する。
- (2) 競売委員会は、事務的、技術的および財務的評価に基づき、サンプルIの申込書類の評価を実施する。
- (3) 競売委員会は、サンプルIの申込書の確認記録書を作成する。
- (4) 競売委員会は、申込書類のダウンロード期限より遅くとも10日以内にサンプルIの申込書の評価及び記録書の作成を行う。
- (5) 競売委員会は限度額の評価システムに基づき、サンプルIの申込書の評価を通過した参加者の一覧を作成する。

第18条

- (1) 競売委員会は、第17条第(5)項に記載された限度額の評価システムの選考を通過した参加者の価格申込みが記載されたサンプルI Iの申込書の確認を実施する。
- (2) 競売委員会はサンプルI Iの申込書の評価を行い、サンプルI Iの申込書の評価記録書の作成を行う。
- (3) 競売委員会は、最低価格の申し込みに基づき競売の参加者のランクを作成する。

第19条

- (1) 競売委員会は、認証及び／若しくは説明の目的で、第18条第(3)項に記載されたランクに基づき競売に参加している最低価格を入札した3企業を召致する。
- (2) 認証はサンプルI及びサンプルI Iの申込書に対し行われる。
- (3) サンプルIの申込書の認証は、権限を有する者による書類原本若しくはコピーの目視による確認で行い、コピーを求める。
- (4) 書類認証の結果、データ、競売参加者の虚偽が発見された場合、無効となる。
- (5) 認証作業はサンプルI Iの申込書の評価記録書の作成後、最長5日間実施される。
- (6) 第(5)項に記載された期間内において申込書の信ぴょう性を立証できない最低価格提示の競売参加者は、無効となる。
- (7) 認証の実施結果は、認証結果記録書に表記される。

第20条

- (1) 競売委員会は、新再生エネルギー総局局長に対し、競売の落札者ランク一覧を通知する。
- (2) 新再生エネルギー総局局長は、競売の落札者を決定する。

- (3) 第(2)項に記載された競売の落札者の決定に基づき、競売委員会をウェブサイト的能力の割り当ての競売フォームにて公表する。

第21条

- (1) 申込書を提出した参加者は、競売の落札者の公示後5業務日以内に、競売の落札者の公示に関し、新再生エネルギー総局局長宛てで、違反カ所の証拠を添付の上、書面において抗議を行うことが出来る。
- (2) 手順の違反が発生した場合、抗議文は競売の参加者により個々若しくは他の参加者と集団で提出することが出来る。
- (3) 新再生エネルギー総局局長は、抗議文を受理したのち5業務日以内に全ての抗議文に対し書面における回答を行う義務がある。

第22条

- (1) 新再生エネルギー総局局長は、競売委員会が競売の手順を踏んでいない事を証明した競売参加者から提出された抗議文が真実であると分かった場合、競売の無効を表明する。
- (2) 競売が無効とされた場合、競売委員会はすべての競売の参加者に通知する。

第IV章

国有電力会社に対する 太陽光発電所の電力購入許可の実施

第1部 実施内容

第23条

- (1) 競売の落札者の企業は、新再生エネルギー総局局長によって競売の落札

者として決定されたのち遅くとも15日以内に第9条第(4)項cに記載された通り、ジャカルタに籍を置く国有企業体もしくは主要な銀行の、再生エネルギー総局局長と企業名義の別段預金を介した太陽光発電所建設資金の振り込み証明に関して再生エネルギー総局局長に対し通知しなくてはならない。

- (2) 企業は第(1)項に記載された振り込まれた資金を、出資に関する合意が最終的に締結された後、太陽光発電所建設への投資目的で使用することが可能である。

第24条

再生エネルギー総局局長は、第23条に記載された太陽光発電所建設資金を振り込んだ競売の落札者の決定を、国有電力会社に対する太陽光発電所の電力購入許可提案の目的で、第20条に記載された通り、大臣若しくは電力局局長宛てに通知する。

第25条

- (1) 大臣は国有電力会社に対し、第24条に記載された太陽光発電所電力購入許可書を発行し、写しを国有事業体担当国務大臣に発行する。
- (2) 第(1)項に記載された許可証は国有電力会社による電力購入価格の同意書として有効である。

第26条

- (1) 第25条第(2)項に記載された電力購入価格は、最終的な競売の結果に基づくものである。
- (2) 第(1)項に記載された電力の購入価格は、太陽光発電所からの電力売買契約書に記載され、20年間有効となる。
- (3) 第(2)項に記載された太陽光発電所からの電力売買契約書は、法規則に基づき価格決定を含め更新することが可能である。

第27条

国有電力会社は太陽光発電所電力購入許可より遅くとも60日以内に電力売買契約書へ署名を行い、その旨を新再生エネルギー総局局長に報告する義務がある。

第28条

第2条に記載された太陽光発電所電力売買の実施手続きを簡素化するために、国有電力会社は太陽光発電所の電力売買契約基準を作成する義務がある。

第2部

競売落札企業の義務

第29条

- (1) 競売落札企業は、電力売買契約書へ署名したのち遅くとも3か月以内に出資に関する合意を締結させる義務がある。
- (2) 競売落札企業は、出資に関する合意を締結したのち遅くとも3か月以内に太陽光発電所建設を実施する義務がある。

第30条

- (1) 第29条第(1)項若しくは第(2)項に記載された規則を満たさない競売落札企業は警告文における事務的制裁をうける。
- (2) 第(1)項に記載された警告文は、新再生エネルギー総局局長により各警告期間が1ヶ月で最高3回発行される。
- (3) 第(1)項に記載された警告文は、国有電力会社による助言若しくは新再生エネルギー総局局長による評価に基づいて発行される。

第31条

警告文を受け取った落札企業で3回目の警告文の有効期間が過ぎてもなお義務事項を実施していない場合、競売落札企業から電力購入のための国有電力会社の許可は無効となる。

第32条

第31条に記載された国有電力会社の許可が無効となった場合：

- a. 国有電力会社と企業間の電力売買契約は無効となる；
- b. 新再生エネルギー総局局長は大臣及び電力局局長に対し、新規で国有電力会社宛での電力売買許可の決定を提案する。

第33条

- (1) 競売落札企業による太陽光発電所建設の実施は、国有電力会社と企業間の電力売買契約への署名から遅くとも18か月以内に、営業運転開始日に達さなくてはならない。
- (2) 第(1)項に記載された営業運転開始日に達していない太陽光発電所建設は、最長12か月延長することが可能で、下記の条件において電力購入価格の値下げを行う：
 - a. 3か月以下の遅延は、3%の価格の値下げ；
 - b. 3か月以降6か月の遅延は、5%の価格の値下げ；
 - c. 6か月以降12か月の遅延は、12%の価格の値下げ。
- (3) 第(1)項及び第(2)項に記載された実施事項が企業によって失敗した場合、国有電力会社に対する許可及び国有電力会社と企業間の電力売買契約も無効となる。

第V章

結び

第34条

本大臣規則は制定の日から発効開始となる。

全ての人に知らしめるため、本大臣規則をインドネシア共和国官報に記載する。

2013年6月12日、
ジャカルタにて制定

インドネシア共和国エネルギー・鉱業資源大臣

署名

ジェロ・ワチック

2013年6月12日、
ジャカルタにて制定

インドネシア共和国
法務人権大臣

署名

アミル・シャムスディン
インドネシア共和国官報2012年830号

写しは原本の通りである。

インドネシア共和国エネルギー・鉱業資源省
法務局長

署名
スシヤント